

## 丘陵地景観基本軸の景観形成基準に対する措置状況説明書（工作物の建設等）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 配置	
	計画敷地内や周辺に、寺社や記念碑などの歴史的資源や残すべき自然などがある場合は、これらの資源が周辺の公共施設（道路・河川・公園など）から眺望できるような配置とする。 記載欄
(2) 高さ・規模	
	丘陵地の山裾から丘陵地の緑が眺望できるような規模とし、丘陵地の山並みの連続性を確保し、尾根線を分断させない。 記載欄
	周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、尾根線の最高高さを超えるような、著しく突出した高さの工作物は避ける。 記載欄
(3) 色彩・形態・意匠	
	色彩は、別表2に定める色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。（ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたない工作物を除く。） 記載欄
	丘陵地の山裾から見たときに、丘陵地の緑や周辺建築物と調和する形態・意匠とする。 記載欄
(4) 外構・緑化等	
	宅地部や田園部の閑静な街並みや丘陵地の山裾から視界に入る場所では、過度な照明を使用しない。 記載欄
	緑化を行うに当たっては、丘陵地の植生に適した樹種を選定し、周辺の景観と調和を図る。また、植樹は丘陵地の山裾側から見たときに、工作物への視界を遮るような配置とする。 記載欄
	既存の緑を保全するとともに、敷地内や屋上・壁面の緑化を推進し、緑豊かで落ち着いた景観形成を図る。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--